

一般原則「事業所の定義」について

1. 主な経緯

事業所の定義において、現行JSICのように「区画」と「構内」の表現が用いられるようになったのは、第4回改定（昭和32年（1957年））以降である。以下にその主な経緯を記載する。

(1) JSIC 初版（昭和24年（1949年））・・・【別紙1】参照

事業所は二段階で定義されていた。一般原則の第1項において事業所の定義がなされ、第2項において産業分類適用の単位としての事業所が定義されていた。

具体的に、第1項では「仕事が行なわれている一定の場所」が事業所であり、第2項では、「賃金簿と財産目録が別である最小単位ごとに区分して、各々別の事業所とする」と定義されていた。

また、第1項に記載されていた「場所」は、第2項において「構内」として記載されており、実際の調査では一定の場所に複数の事業所（それぞれの経済活動（初版では仕事））があることなどを想定して「構内」という記載がなされたと理解できるが、構内の具体的な定義は明記されていない。なお、この時点で「区画」の記載はない。

- 事業所の定義は二段階であり、最小単位は賃金簿等の別によるもの
- 「構内」の記載が初出

(2) JSIC 第4回改定版（昭和32年（1957年））・・・【別紙2】参照

調査実施上の便宜（調査員による外観からの調査対象の特定や調査実施が主であること）を考慮して、「同一構内にあれば経営主体が同一である限り、一区画とみなし、一単位として扱う」と定義された。

この場合、同一構内で複数の経営主体が経済活動を行う場合には、別の事業所として取扱うことが明記されたため、各事業所は場所的に各区画として取り扱われることになった。

なお、この記載により、初版以降に事業所の最小単位であった賃金簿等の別は、同一構内の不明瞭がある場合に用いられることとなった。

- 区画の概念が初出
- 区画 = 同一の経営主体により経済活動が行われる個々の物理的場所
= 事業所の場所的概念
- 同一構内に複数の経営主体が存在 ⇒ 複数の区画 ⇒ 複数の事業所
- 調査実施上の便宜（調査員による外観からの調査対象の特定や調査実施が主であること）が考慮

(3) 区画及び構内の関係

以上の主な経緯から区画及び構内の関係は次のように整理できると考えられる。

- 「区画」は、単一の経営主体が経済活動を行う場所であり、その場所で行われる経済活動が「事業所」である。したがって、「区画 = 経済活動を行う場所としての事業所」となる。
- 「構内」に複数の経営主体が活動している場合には、経営主体別の区画となる。
(区画と構内は共に場所的概念だが、その範囲には「区画 ⊂ 構内」の関係がある。)
- 第4回改定時(昭和32年(1957年))以降、統計調査の調査実施上の便宜を考慮して、区画や構内の場所的概念の取扱いを重視するようになった。

[補足] 第9回改定時(昭和59年(1984年))に、事業所の定義が現行とほぼ同様の記載となっており、同一構内ではなく、一区画が不明な場合に経営諸帳簿により区画を特定することとされた。

2. 現行 JSIC における事業所の定義

一般原則

第2項 事業所の定義

本分類における事業所とは、経済活動の場所的単位であって原則として次の要件を備えているものをいう。

- (1) 経済活動が単一の経営主体の下において一定の場所すなわち一区画を占めて行われていること。
- (2) 財又はサービスの生産と供給が、人及び設備を有して、継続的に行われていること。

(略)

一構内における経済活動が、単一の経営主体によるものであれば原則として一事業所とし、一構内であっても経営主体が異なれば経営主体ごとに別の区画としてそれぞれを一事業所とする。

なお、一区画であるかどうか明らかでない場合は、売上台帳、賃金台帳等経営諸帳簿が同一である範囲を一区画とし、一事業所とする。

また、近接した二つ以上の場所で経済活動が行われている場合は、それぞれ別の事業所とするのが原則であるが、それらの経営諸帳簿が同一で、分離できない場合には、一区画とみなして一事業所とすることがある。

(以下、略)

過去の主な経緯等も踏まえると、「区画」と「構内」は概ね次のとおりと考えられる。

- 区画 : 単一の経営主体が経済活動を行う場所
= 経済活動を行う場所としての事業所
- 構内 : 一以上の事業所が一定の範囲内において経済活動を行っている場所
(一以上の区画からなる一定の範囲が想定)

3. 現行の事業所の定義の修正

現行の事業所の定義において、「構内」と「区画」の関係を記載していないため、両者の関係を付記するほか、「構内」が事業所の定義の特例的な部分に記載されていることから、記載の順番等を変更して分かりやすくすることが修正の方向として考えられる。これを踏まえて次のような修正案を提案したい。

.....

~~すなわち、~~具体的な事業所とは、~~例えば、~~一般に工場、製作所、事務所、営業所、商店、飲食店、旅館、娯楽場、学校、病院、役所、駅、鉱業所、農家等と呼ばれるものである。

~~また、~~なお、近接した二つ以上の場所で経済活動が行われている場合には、それぞれを別の事業所とするのが原則であるが、それらの経営諸帳簿が同一で、分離できない場合には、一区画とみなして一事業所とすることがある。~~併せて、~~なお、一区画であるかどうかは明らかでない場合には、売上台帳、貸金台帳等の経営諸帳簿が同一である範囲を一区画とし、一事業所とする。

~~この場合、~~他方、一以上の事業所が一定の範囲内において経済活動を行っている場所を一構内とし、一構内における経済活動が、単一の経営主体によるものであれば、原則として一事業所とし、一構内であっても経営主体が異なれば経営主体ごとに別の区画としてそれぞれを一事業所とする。

.....

以下は上述の修正を反映した案である。

.....

具体的な事業所とは、例えば、工場、製作所、事務所、営業所、商店、飲食店、旅館、娯楽場、学校、病院、役所、駅、鉱業所、農家等と呼ばれるものである。

なお、近接した二つ以上の場所で経済活動が行われている場合には、それぞれを別の事業所とするのが原則であるが、それらの経営諸帳簿が同一で、分離できない場合には、一区画とみなして一事業所とすることがある。併せて、一区画であるかどうかは明らかでない場合には、売上台帳、貸金台帳等の経営諸帳簿が同一である範囲を一区画とし、一事業所とする。

他方、一以上の事業所が一定の範囲内において経済活動を行っている場所を一構内とし、一構内における経済活動が単一の経営主体によるものであれば、原則として一事業所とし、一構内であっても経営主体が異なれば経営主体ごとに別の区画としてそれぞれを一事業所とする。

.....

4. 区画と構内の関係のイメージ

複数の事業所が一定の範囲内（構内）において経済活動を行っている想定される場合、経営主体の状況により各事業所を概ね整理できると考えられる。

以下はそのイメージであり、実線で囲まれた部分が「区画 = 経済活動を行う場所としての事業所」に該当する。

(1) 一構内に複数の経営主体が入居

各経営主体によって区切られた範囲がそれぞれ一区画

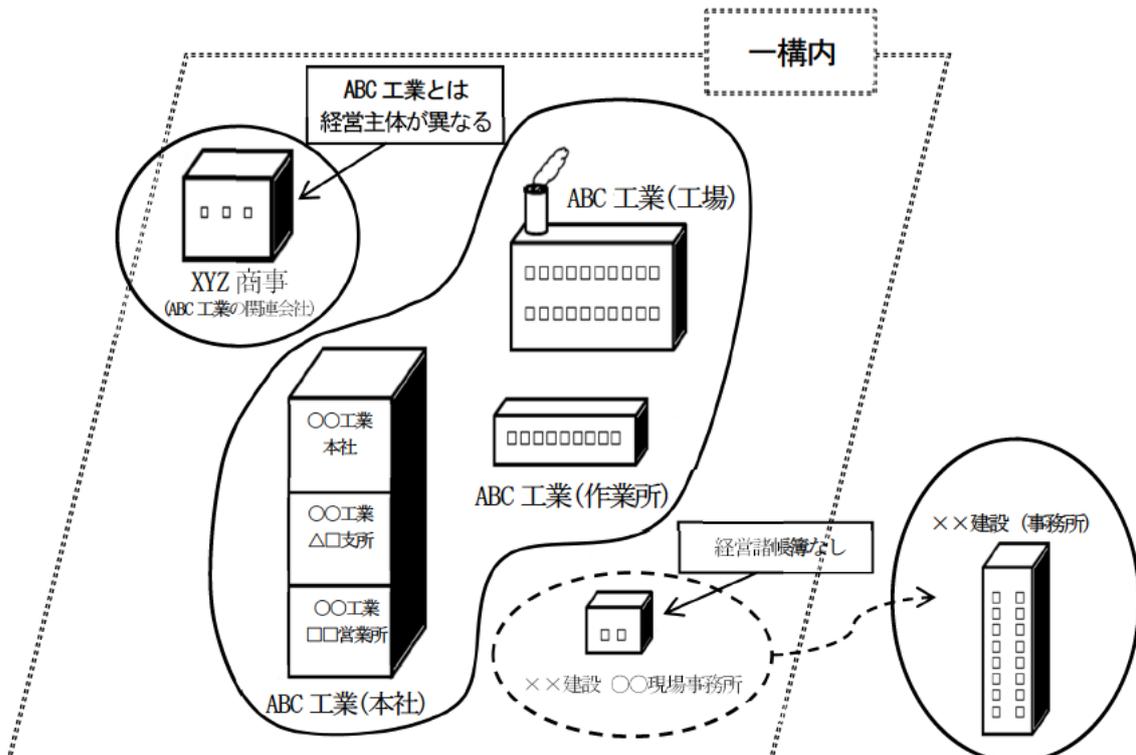
⇒ それぞれが事業所



(2) 一構内に複数の経営主体が存在

各経営主体によって区切られた範囲がそれぞれ一区画

⇒ それぞれを一事業所とみなす



JSIC 初版（昭和 24 年（1949 年）） 一般原則

第 2 章 分類上の一般原則

(略)

分類上の原則を設けるのに当たって最も大切な点は次のことである。

- 一 分類せられる単位は事業所であること。
- 二 各単位は主要活動によって分類せられること。
- 三 分類項目を設けることは、事業所の数、従業員の数、仕事の量、雇用及び賃金変動、並びにその他重要な経済事象の見地から意義あること。

(略)

第 1 項 事業所の定義

ここでいう事業所とは「仕事が行なわれている一定の場所」のことである。さらに詳言すれば、「仕事が行なわれているか、あるいはサービスか産業活動が行なわれている個々の物理的場所」のことである。

(略)

第 2 項 産業分類適用の単位

産業分類は仕事が行なわれている単一の物理的場所に適用するのであるが、その同一構内にいくつかの事業所が現存することがある。そこに、いくつかの事業所があるかが問題である。これは賃金簿と財産目録が別である最小単位ごとに区分して、各々別の事業所とするのである。ここでいう単一の場所、すなわち同一構内の意味は言葉どおりに解釈する必要はなく、往来をはさんでいる場合もあれば二三町離れている場合もある。その中に色々の仕事が行なわれている場合、賃金台帳が別であるか、又、財産目録が別かどうかで事業所を区切っていくのである。

例えば、百貨店の一室を借りて営む商店があれば、同一構内でも別の事業所となるのである。また、同一経営の下にある大工場があつて、三つの製造部門に分かれ、賃金台帳は三部門に分離してあるが財産目録は二つに区分して編成されているとすれば、この工場は二つの事業所に区分されるのである。

そこで問題となるのが、賃金簿と財産目録の意義である。元来、本分類で事業所を単位としたのは、工業、商業等のセンサスで要求される従業者数、賃金、材料費、燃料、生産額、販売額等の統計を供給することができるためである。

(略)

財産目録については、不動産等に触れる必要はない。材料、燃料及び生産品がはっきり区分できる程度でいいのである。

(以下、略)

JSIC 第4回改定版（昭和32年（1957年））一般原則及び主な変更点

第3章 分類上の一般原則

(略)

第3項 事業所の定義

ここでいう事業所とは、「物の生産またはサービスの提供が業としておこなわれている個々の物理的場所」のことである。通例、工場、商店…（略）…事務所などと呼ばれ、一区画をしめて経済活動を行っている場所である。同一構内にあれば経営主体が同一である限り、一区画とみなし、一単位として扱う。同一構内に二つ以上の事業所があるとは原則として考えない。しかし同一構内であっても経営主体が異なれば別の事業所として取扱うことはもち論である。

(略)

[注] 1 同一構内とは、一般的に何らかの囲いを持った場所で、関係者以外、外部の人の立入りが自由に許されていない場所をいう。同一構内であるかどうか不明瞭な場合があれば、賃金台帳と経営諸帳簿とが同一である範囲を一個の事業所とみなすことにする。

(以下、略)



[参考] 主要な改定点

A 一般原則について

1 事業所の定義

同一の賃金台帳と経営諸帳簿を有する単位を事業所とする原則に変更はないが、調査実施上の便宜を考慮して、(イ) 同一区画、同一構内をもって一事業所とする取扱いを重視することとし、(以下、略)